平成２１年（フ）第３９３号
神戸市西区枝吉１丁目95、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町大窪495―１―201（旧店舗）同市同町大窪299―１
債務者　寿司辰こと　田中　茂穂
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３９７号
兵庫県明石市樽屋町４―21―402
債務者　山根　農史
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４００号
神戸市西区南別府４丁目204―１―Ｃ―102
債務者　本田　和幸
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４０２号
神戸市西区竹の台６丁目６番地２―1002号
債務者　植木　祥江
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４０６号
兵庫県明石市魚住町住吉２丁目20―７―101
債務者　松岡知惠美
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
神戸市西区南別府１丁目６―２―501
債務者　岡田　昌司
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２９７号
鳥取県鳥取市東今在家173番地　陽明荘２―３号、旧住所鳥取県鳥取市東今在家346番地１　みのりマンション101号
債務者　松尾　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３０２号
鳥取県鳥取市高住853番地１　岡村アパート
債務者　岩谷　文子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１２号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目864番地　ハイツＨＯＮＪＹＯ102号、旧住所鳥取県鳥取市桂木295番地
債務者　奥田　満男
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１３号
鳥取県鳥取市新品治町95番地、旧住所愛知県名古屋市端穂区土市町２丁目22番地の３
債務者　宮本美紀夫
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１５号
鳥取県鳥取市立川町４丁目７番地の１
債務者　野田　静男
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８３号
鳥取県倉吉市津原633番地の３
債務者　松井　明美
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第２３１号
鳥取県米子市西福原８丁目10番15―106号
債務者　金沢玉美こと　許　　玉美
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第７９号
山口県下関市伊崎町１丁目１番14号
債務者　北國喜恵子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
山口県下関市伊崎町１丁目１番14号
債務者　北國　政彦
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
山口県下関市伊崎町１丁目１番14号
債務者　北國美由紀
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３２０号
山口県下関市綾羅木本町４丁目１番14号１Ｆ、前住所山口県下関市梶栗町１丁目６番31号
債務者　中村　　司
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係